

地方税の調整方針案などを了承

第9回 新潟地域合併問題協議会

9月29日、本市や新潟市など13市町村で構成する任意合併協議会「新潟地域合併問題協議会」の第9回会合が新潟市で開催されました。その協議結果をお知らせします。
また今回の会合で、事前協議としての新潟地域合併問題協議会は終了しました。



各種事務事業以外の行政制度調整方針案について
 ● 地方税の取扱い
 地方税の取扱いについての調整方針(表1・2・3)が示されました。
 ● 地域審議会について
 地域審議会に関する主要項目(表4)が示され、方針案のとおり了承されました。
 ● 特別職の職員の取扱い
 特別職の職員の取扱いについての調整方針(表5)が示され、方針案のとおり了承されました。

合併設計画について
 一部県主管事業で協議中の項目(表6)がありました。県との調整が済んだことを受け、今回の協議会に提案されました。

表1 地方税の取扱い① つづき

税目	調整方針	市町村	不均一課税				
			現行	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
法人市町村民税(法人税割)	新潟市の制度に統一する。ただし、法人税割については、新潟市より税率が低い場合は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。 なお、この場合、合併年度及びこれに続く3年度は現行のとおりとする。	新潟市、新津市、白根市、豊栄市、横越町、岩室村、月潟村	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%
		小須戸町、西川町、味方村、湯東村、中之口村	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	14.7%
		亀田町	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	14.7%
事業所税	新潟市の制度を適用する。ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。 なお、この場合、合併年度及びこれに続く2年度は課税しないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。	新潟市	資産割 600円/㎡ 従業者割 給与総額の0.25%	資産割 600円/㎡ 従業者割 給与総額の0.25%	資産割 600円/㎡ 従業者割 給与総額の0.25%	資産割 600円/㎡ 従業者割 給与総額の0.25%	資産割 600円/㎡ 従業者割 給与総額の0.25%
		白根市 他11市町村	課税なし	課税なし	課税なし	資産割 300円/㎡ 従業者割 給与総額の0.125%	資産割 600円/㎡ 従業者割 給与総額の0.25%

※法人市村民税(法人税割)：新潟市は資本金1,000万円未満、法人税額210万円未満の法人は13.5%を適用

表2 地方税の取扱い②

税目	調整方針	市町村	現行	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
都市計画税	新潟市の制度に統一する。ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。 なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。	新潟市	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%
		豊栄市	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.28%
		亀田町	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.22%	0.28%
		新津市、小須戸町、横越町	課税なし	0.00%	0.05%	0.11%	0.16%	0.22%	0.28%
		白根市、西川町、岩室村、味方村、湯東村、中之口村	課税なし(白根市は15年度で廃止予定)	課税なし	課税なし(ただし、市街化区域が設定された場合は、0.05%)	課税なし(ただし、市街化区域が設定された場合は、0.11%)	課税なし(ただし、市街化区域が設定された場合は、0.16%)	課税なし(ただし、市街化区域が設定された場合は、0.22%)	課税なし(ただし、市街化区域が設定された場合は、0.28%)

財政計画について
 県主管事業の見直しを図られたことや地方税の取扱い、特別職の職員の取扱いが了承されたことにより、財政計画案の一部修正が加えられました。
 説明では、第7回任協提案時と比べ、歳入合計で十一億円の減額、歳出合計では、人件費や普通建設事業などで十七億円の減額となりました。

その他
 協議会長の篠田新潟市長から「国民健康保険料率・納期等の取扱い」、「巻・西川・湯東消防事務組合の取扱い」については現在調整中のため、来年開催予定の法定協議会までに内容を整理し、提案したいとの意向が示されました。

報告
 報告事項として「合併後の支所組織(表7)について」「専門部会(分権・交通・農業)の中間報告がありました。詳細については、今後さらに検討が加えられます。」

■ 昨年九月にスタートした、新潟地域合併問題協議会も大方の協議を終えたため、今回の協議をもって終了することになりました。
 市ではこれまでの協議内容や結果について、市民説明会(P11参照)を予定しています。ぜひご参加ください。

表1 地方税の取扱い①

税目	調整方針	市町村	不均一課税				
			現行	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人市町村民税(均等割)	新潟市の制度に統一する。ただし、均等割については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。 なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く2年度は500円加算した税額とする。	新潟市	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
		新津市	2,500円	2,500円	3,000円	3,000円	3,000円
		白根市 他10市町村	2,000円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円